

高浜町シニアスポーツ・文化活動補助金交付要綱

高浜町教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、シニア層のスポーツ・文化活動に参加する者に対し、遠征費の一部を補助することにより、高浜町のシニア層の各種スポーツ・文化活動への参加を促し、健康増進を図ること及びコミュニティの形成を目的に、高浜町シニアスポーツ・文化活動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において補助の対象となる「スポーツ・文化活動」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国・都道府県規模のスポーツ・文化団体等が主催する大会・行事
- (2) 国・都道府県規模のスポーツ・文化団体等が後援する全国規模の大会・行事

(補助要件)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体で、スポーツ・文化活動に参加する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 個人で参加する者
町内に住所を有する満60歳以上の者
- (2) 団体で参加する者
町内に住所を有する満60歳以上の者が半数以上で構成され、かつ、町内に活動拠点を有する団体

2 前項各号の規定にかかわらず、同一者及び同一団体への当該年度内における補助の対象となり得る回数は、1回を限度とする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、国、県、町又は町内のスポーツ・文化団体等から奨励金、補助金、助成金等の交付を受けている場合は、補助金を交付しない。

(補助の対象とする経費)

第5条 補助の対象とする経費はスポーツ・文化活動に参加するために要した以下の経費とする。

- (1) 公共交通機関利用料

(2) バス等の賃借料

(3) 宿泊費

(補助金)

第6条 補助金の額は、別表に定めるところによる。

(補助の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者及び団体（以下「申請者」という。）は、スポーツ・文化活動が行われる日の7日前までに、高浜町補助金等交付規則（平成15年高浜町規則第6号。以下「規則」という。）第6条に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）を次の書類を添えて、町長に届け出るものとする。

(1) 大会・行事等の開催要綱等内容が記載された書類

(2) 大会・行事等へのエントリーされたことを明らかにする書類

(3) 大会・行事等の会場への行程表

(4) 参加者の名簿（名前、住所、生年月日）

(5) 収支予算書及び見積書

(6) その他町長が必要と認める書類

2 申請は、出場する者が個人の場合は本人が、団体の場合は団体の代表者が行うものとする。

(補助の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による補助金等交付申請書の提出があった場合には、大会・行事等の内容を審査し、その結果を交付決定した個人又は団体（以下「補助対象者等」という。）へ規則第9条に規定する補助金等交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

2 前項の通知後において補助申請した内容に変更を生じた場合には、補助対象者等は規則第8条第2項に規定する補助事業等変更・中止・廃止承認申請書（様式第2号）を速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者等は、事業完了後1ヶ月以内に規則第14条に規定する補助事業等実績報告書（様式第4号）を次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 参加した者の氏名の記載されたスポーツ・文化活動のプログラム等

(2) 収支決算書

(3) 参加成績（競技大会、コンクール等の場合）

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助額の決定)

第10条 町長は補助事業等の完了又は廃止にかかる補助事業等の成果の報告を受け
る場合においては、報告書等の書類を審査した上で交付すべき補助金等の額を確定し、
規則第15条に規定する補助金等確定通知書（様式第5条）により補助対象者等に通
知する。

（補助金の交付等）

第11条 補助金は、申請者から規則第17条に規定する補助金等交付金請求書（様式
第6号）があった後に交付するものとする。

附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表

公共交通機関利用料	利用料の1/3の金額を補助する。 (1,000円未満は切捨て)
バス等の賃借料	賃借料及び有料道路使用料の合計の1/3の金額を補助する。尚、私有車を利用する場合は、高浜町職員の私有車の公務使用に関する要綱(平成27年高浜町告示26号)第6条第2項の単価により計算した金額に、利用台数を乗じた金額を賃借料とする。 (1,000円未満は切捨て)
宿泊費	宿泊費の1/3の金額を補助する。但し、高浜町一般職の職員等の旅費に関する条例(平成29年_条例第3号)及び高浜町一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則(平成29年_規則第6号)の規程に準ずることとする。 (1,000円未満は切捨て)

※補助の上限は1人当たり10,000円、1団体あたり100,000円までとする。